

5 「学校いじめ防止基本方針」

習志野市立第五中学校

1 基本的な方針について

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(学校及び職員の責務)

すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 学校いじめ対策組織について

(名称)

いじめゼロプロジェクト

(構成員)

校長、教頭、生徒指導主任、各学年主任（集約担当）、養護教諭、長欠不登校担当、各学年生活担当、スクールカウンセラー、教育相談員

(活動内容)

- (1) いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談の実施方法）
- (2) いじめ防止に関すること。
- (3) いじめ事案に対する対応に関すること。

(開催)

- (1) 週1回を定例会とする。（出席者：校長・教頭・生徒指導主任・各学年生活担当・養護教諭）
- (2) いじめ事案発生時は、緊急開催とする。（出席者：構成員全員）

3 いじめの未然防止について

(1) 生徒指導の機能を生かした「わかる授業の展開」

- ・自己存在感を与える授業の工夫
- ・共感的人間関係を結ぶ
- ・自己決定の場を与える

(2) 道徳の授業の充実

- ・生徒の心に響く道徳教育の推進と道徳的価値の自覚を深めさせる授業の展開
- ・道徳教育推進教師を中心とした推進体制の確立
- ・脱傍観者教育をはじめとした、いじめ防止授業の実施

(3) 学級経営について

- ・人の失敗や間違いを受け入れられる環境
- ・どの生徒にとっても居心地がよい環境
- ・学び合いのある環境

これらの環境を整えられるように努める。

(4) 特別活動・生徒会活動での取り組み

- ・法や本校の学校基本方針について学ぶ機会の確保
- ・いじめ防止集会やキャンペーンなど、生徒会が主体となった取り組み

(5) インターネット対策

学校は、SNSによる「いじめ」についても深刻な状況にあることから、生徒に対し正しい利用法と悪質な場合は犯罪になることについて、利用法の理解を深める必要がある。

外部から講師を招いてネット安全教室を開いたり、学級で指導をしたりする他、学年集会・全校集会また保護者会での注意喚起を行う。

(6) 地域・家庭との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭との連携を図る。

4 いじめの早期発見について

いじめは、教師や親の目の届きにくい時間や場所で行われることが多く、また、行為が偽装され、巧妙に行われるため、見えにくいという特質を持っている。そして、発見が遅れば、この行為はさらにエスカレートし、いじめられている生徒の心に深い傷跡を残すことになる。したがって、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを早期に発見するように努める。

早期発見の方法としては、次のことが留意点として挙げられる。

- (1) 生徒に声をかけ話に耳を傾け、生徒の発する危険信号を見落とさないよう努める。
- (2) 生徒の日常生活の様子をよく観察するとともに、情報を得る工夫をする。
- (3) 作文や日記などの記述に注意する。
- (4) 他の教師や保護者からの情報収集に努める。
- (5) 教育相談週間の事前アンケートを有効活用する。
- (6) いじめアンケートを年3回実施する。
- (7) SNS上などのいじめを早期発見できるよう、生徒の規範意識を高める。
- (8) 知り得たいじめの情報はいじめゼロプロジェクトのメンバー（主に集約担当）に報告・共有する。

5 いじめの相談・通報について

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう通り相談体制の整備を行う。

- (1) スクールカウンセラーの活用
- (2) いじめ相談窓口の設置（対応：教頭・生徒指導主任）
- (3) いじめについて、相談することや通報することは、「恥ずかしい」「みじめ」ではなく、「勇ましく」勇気のある行為であることを、学活や集会などで話をしていく。

6 いじめを認知した場合の対応について

教職員の姿勢として、いじめられている生徒の立場に立って、その生徒の心の痛みを理解しようと努める姿勢が何よりも必要である。

- (1) いじめが原因で3日欠席した場合は、いじめゼロプロジェクトメンバーによる対策会議を開く。
- (2) いじめが原因で10日欠席した場合は、いじめゼロプロジェクトメンバーによる会議を開くとともに、市教育委員会に報告する。
- (3) 「いじめは、絶対許されない、許さない」という姿勢で臨む。
- (4) 「社会で許されない行為は、子供でも許されない」という認識で臨む。
- (5) 「いじめられる側にも問題がある」などの見方や言動は、「いじめ」を誘発する恐れがあるという認識を持つ。
- (6) 自らの学級にも「いじめ」があるのではないかといった問題意識を持って指導にあたる。
- (7) 外形だけで判断せず、いじめられている子供の危険信号を受け止める姿勢を持つ。
- (8) 「いじめ」について訴えがあったときは、喫緊の問題としての的確に対応する。
- (9) すぐに、いじめだと判断するのではなく、周りの生徒に聴いたり、他の職員に相談・報告したりして、学年職員や生徒指導主任、教頭と話をして対応していく。
- (10) 「いじめ」と判断した場合、「いじめ指導記録簿」を作成し、当該生徒への支援及び指導を記録し、保存しておく。（5年間保管）
- (11) 加害者がわからない場合（SNS上での匿名での誹謗中傷など）でも、「いじめは、絶対許されない、許さない」という姿勢で臨み、周囲の生徒への聴き取りやアンケート（記名式または無記名式）を実施し、情報収集を行う。
- (12) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる事案や学校のみで対応するか判断に迷う事案においては、警察に相談・通報を行う。

7 指導について

いじめが発生した場合には、直ちに的確な処置と指導をすることが必要になる。

その際大切なことは、いじめは絶対に許されない行為であるという認識を徹底し、毅然たる態度で指導に当たる。

- (1) 事実関係を正確に把握する。
- (2) 早急に対応策を決定する。
 - ・事実を的確に把握し、報・連・相を行う。
 - ・問題を共有化し、チーム体制で解決に臨む。
 - ・保護者及び関係機関との連携を図る。
 - ・第一義的にいじめられている生徒の権利を守る。

(3) いじめている生徒への指導としては、

- ・相手の心の痛みを感じ取らせる。
- ・人間として許されない行為であることを理解させる。
- ・自分の行為について責任を自覚させる。
- ・いじめている理由を明らかにし解決に臨む。

(4) いじめられている生徒への指導としては、

- ・いじめられている生徒の心情を理解することに努める。
- ・いじめている生徒に一方向的に非があることを伝える。
- ・長所を認めることなどにより自信を回復させる。

(5) 周りの生徒への指導としては、

- ・勇気を持ち正義を貫く意思を培う。
- ・人権・生命の尊重や思いやりの心を育む。

(6) 保護者への連絡

- ・保護者への連絡は、いじめている側の生徒も、いじめられている生徒の側も、保護者は大きな衝撃を受けるので、話す内容や、話し方を十分気をつけて報告する。
- ・特にいじめられている生徒の保護者との連絡はこまめに行い、本人や保護者の気持ちに寄り添った対応を心がける。

8 重大事態の対処について

生命・心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う

- (1) 重大事態が発生した旨を、習志野市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

9 公表、点検、評価等について

- ・いじめアンケートの結果については、ホームページにて公表する。
- ・学校評価に記載し、いじめ問題の取り組みを保護者、生徒、所属職員等で評価する。
- ・学校いじめ防止基本方針については、毎年見直し及び検討を行い、ホームページにて公表する。

2025.4.1 改訂